

桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付要綱

(平成29年3月23日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川花でもてなすまちづくり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、予算の範囲内において桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、補助金交付規程（昭和30年桶川市規程第4号。第7条において「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費)

第2条 交付金の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 総務費
- (2) 事業費
- (3) 備品購入費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(交付申請)

第3条 実行委員会は、交付金の交付を受けようとするときは、桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付申請書（様式第1号。次項において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定して、桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により実行委員会に通知するも

のとする。

(交付変更申請)

第5条 実行委員会は、前条又は次条の規定により交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付申請書(変更)(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

(交付変更決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定して、桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付(不交付)決定通知書(変更)(様式第4号)により実行委員会に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 交付金の交付の決定を受けた者に対する規程第3条の2第2項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(概算払)

第8条 実行委員会は、市長に対し交付金の概算払を請求することができる。この場合において、実行委員会は、桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金概算払交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 実行委員会は、交付金の交付決定を受けた事業(以下「交付事業」という。)の完了後、速やかに次に掲げる書類を添えて、桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金実績報告書(様式第6号。次条において「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(額の確定)

第10条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、交付金の額を確定し、桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付額確定通知書（様式第7号）により実行委員会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、交付金の額を確定した場合において、既に交付した交付金の額が確定した金額を超えているときは、別に期限を定めてその差額を返還させなければならない。

(交付請求)

第11条 実行委員会は、交付金の交付を受けるときは、前条第1項の規定による確定通知（この条において「確定通知」という。）を受けた後に桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。この場合において、第8条の規定により概算払を受けているときは、確定通知を受けた額から当該概算払を受けた額を差し引いた額を請求するものとする。

(関係書類の保管)

第12条 実行委員会は、交付事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の交付金から適用する。

様式第1号（第3条関係）

桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付申請書

年 月 日

桶川市長

所在地

団体名

代表者氏名

⑨

桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

交付対象事業の目的及び内容	
交付対象経費	
交付金申請額	
交付対象事業の着手年月日	着手 年 月 日
及び完了年月日（予定）	完了 年 月 日
添付書類	

様式第2号（第4条関係）

桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

桶川市長

印

年 月 日付けで申請のあった交付金の交付については、次のとおり決定したので、桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付要綱第4条の規定により通知します。

1 決定事項	交付	不交付
2 交付対象経費		
3 交付決定額		
交付の条件	(1) 交付事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。	
4 不交付の理由		

様式第3号（第5条関係）

桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付申請書（変更）

年 月 日

桶川市長

所在地

団体名

代表者氏名

⑨

年 月 日付けで交付決定を受けた内容について変更をしたいので、桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付要綱第5条により、次のとおり申請します。

変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	
備 考	

様式第4号（第6条関係）

桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付（不交付）
決定通知書（変更）

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

桶川市長



年 月 日付けで申請のあった交付金の交付について、次のとおり決定したので、桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 決定事項	交付	不交付
2 交付対象経費		
3 交付決定額		
交付の条件	(1) 交付事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。	
4 不交付の理由		

様式第 5 号（第 8 条関係）

桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金概算払交付請求書

年 月 日

桶川市長

所在地

団体名

代表者氏名

㊟

桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり概算払での交付を請求します。

交付決定年月日	年 月 日
番 号	第 号
交 付 決 定 額	
上記のうち概算払で交付を請求する額	
概算払で請求する理由	
添 付 書 類	

振込先

金融機関名	銀 行 農業協同組合 信用金庫 本店・支店
種 類	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第 6 号（第 9 条関係）

桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金実績報告書

年 月 日

桶川市長

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定を受けた事業が完了したので、桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

交付決定額	
交付事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	

様式第7号（第10条関係）

桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

桶川市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった交付事業については、
次のとおり交付金の額を確定したので、桶川花でもてなすまちづくり実行
委員会交付金交付要綱第10条の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日
番 号	第 号
交 付 決 定 額	
交 付 確 定 額	

様式第8号（第11条関係）

桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付請求書

年 月 日

桶川市長

所在地

団体名

代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた交付金について、桶川花でもてなすまちづくり実行委員会交付金交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付を請求します。

交付確定額	
上記のうち既に交付を受けた額	
差引交付請求額	

振込先

金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫 本店・支店
種類	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	